第　11　号
令和6年3月15日

公　　告

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長　越 智 靖 彦

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1　入札に付する事項
　(1) 件　　名　部外委託清掃作業
　(2) 履行場所　航空自衛隊新田原基地
　(3) 履行期間　令和6年4月15日～令和7年3月31日
　(4) 契約方法　単価契約
2　入札日時　　令 和 6 年 4 月 9 日　10時00分
3　入札方式　　一般競争入札
4　入札場所　　航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室
5　参加資格
　(1)　令和4・5・6年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
　(2)　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
　(3)　防衛省　防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
　(4)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
　(5)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
6　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された単価をもって決定する。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7　保証金　　入札保証金:免除、契約保証金:免除
8　契約書等作成の必要の有無　　有
9　説明会　　なし
10　契約条項を示す場所　　航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ
11　適用する契約条項　　航空自衛隊標準契約(請書)条項の役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項の関係条項による。
12　その他
　(1)　第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
　(2)　入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
　(3)　入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
　(4)　入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
　(5)　郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着(土日祝日を除く。)とする。
　(6)　本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492　宮崎県児湯郡新富町大字新田19581
航空自衛隊新田原基地　第5航空団会計隊契約班　担当: 濵﨑
TEL 0983-35-1121(内線)5739　　FAX 0983-35-1805(直通)

入　札　書

令和　6　年　4　月　9　日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長　　越智　靖彦　殿

¥

住　所

氏　名

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

履行期間：令和6年4月15日～令和7年3月31日
履行場所：航空自衛隊新田原基地

内　　訳

品名（件名）	規　　格	単位	予定数量	単　価	金額	備　考
施-6 雑運営費 部外委託清掃作業	仕様書のとおり	回	122			
	以下余白					

＊規格が複数並んでいる場合は、いずれかの規格を「○」で囲む。
＊同等品で見積もる場合、あらかじめ同等品確認申請書により確認を受けるものとする。

委　任　状

令和6年4月9日

契約担当官
航空自衛隊第５航空団
会計隊長　越智　靖彦　　殿

（委任者）
住　　所

会 社 名

代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

1　件名　　部外委託清掃作業

2　履行場所　　航空自衛隊新田原基地

（代理人）
住　　所

氏　　名

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名又は件名	部外委託清掃作業	５空団ＬＰＳ－Ｒ００００２２－１	
		承認	令和　４年　３月　７日
		作成	令和　４年　３月　２日
		改正	令和　５年　３月１０日
			令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	第５航空団 施設隊

1　総則

1.1　適用範囲

本仕様書は，航空自衛隊新田原基地における部外委託清掃作業について規定する。

1.2　引用文書

a)　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（建築保全業務共通仕様書）

b)　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（営繕工事写真撮影要領）

2　役務に関する要求

2.1　一般共通事項

a)　作業従業員は，作業現場の整理整頓に心掛け，風紀，衛生，安全管理及び火災並びに盗難の事故防止に万全を期すものとする。

b)　本役務実施にあたっての入門及び行動は，交通法規及び基地規則を厳守するものとし，作業場所以外への立入を禁止する。やむを得ず作業場所以外への立入を必要とする場合は，監督官に確認のうえで行うものとする。

c)　基地内の既存施設，工作物及び備品の保護には十分注意を払うものとし，万が一不注意により破損した場合は，監督官に報告し、請負者の負担において原形に復元するものとする。

d)　役務に必要な書類は，監督官の指示する様式により，指定する期日までに提出するものとする。

e)　役務写真は，月一回とし，作業状況を撮影しアルバムに整理して，提出するものとする。

f)　監督・検査については，契約担当者等が定める監督・検査事務処理要領により実施するものとする。

g)　作業従業員は，作業終了後，部外委託清掃チェックリスト（付表第３）を記入し，監督官の確認を受けるものとする。

2.2　清掃作業内容（便所・洗面所）

a)　床の清掃

1)　除塵

隅は自在ぼうき，広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き，集めたごみは建物内所定の場所に搬出する。

2)　水拭き

床全面をモップ等で水拭きする。

b)　床以外の清掃

1)　ごみ箱

容器の外面で汚れた部分は，タオル等で水拭き及び乾拭きをする。

（関係者以外不許複製）

分類番号：Ｅ－１０－１２４　　作成年度：２０２２年度
保存期間：５年　　枚　　数：２枚
保存期間満了時期：２０２８．３．３１　　開示判断：開示

2)　壁，扉及び便所面台のへだて

汚れた部分は，水又は適正洗剤を用いてタオル等で拭く。

3)　洗面台及び水栓

スポンジ等で適正洗剤を塗布して洗浄し，タオル等で拭く。

4)　鏡

適正洗剤を用いて拭き，乾拭きして仕上げる。

5)　衛生器具

適正洗剤を用いて洗浄し，タオル等で拭く。

6)　汚物容器（女性用トイレ）

内容物を建物内所定の場所に収集し，容器の外面で汚れた部分は，タオル等で水拭き及び乾拭きする。

2.3　特記事項

a)　清掃日の変更が生じた場合は，その都度，通知するものとする。

b)　作業は，週３回を基準とし，作業時間は０８１５～１７００を基準とする。

c)　作業に必要な衣服類，用具，機械器具，洗剤等は請負者が負担するものとする。

d)　女性が使用する便所及び洗面所は，女性作業員が作業するものとする。

3　清掃場所及び面積

調達要領指定書のとおり。

4　清掃実施予定計画等

調達要領指定書のとおり。

5　履行期間

調達要領指定書のとおり。

6　その他

6.1　各建物を清掃する際は，各建物の隊員に清掃を実施する旨を伝えるとともに終了報告も実施する。また，利用者の迷惑とならないように十分留意し，作業を行うものとする。

6.2　請負者は，本仕様書等の内容に疑義が生じた場合は，その都度監督官と協議するものとする。

（関係者以外不許複製）

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	施－６
	調達要求年月日	６年　３月１４日
	作成部課	基地業務群施設隊
	作成年月日	６年　２月２７日
品名	部外委託清掃作業	
仕様書番号	５空団ＬＰＳ－Ｒ００００２２－１	

指定事項

3	清掃場所及び面積	別図第１～別図第４のとおり
4	清掃実施予定計画等	別表第１～別表第３のとおり
5	履行期間	令和６年４月１５日～令和７年３月３１日

文書管理情報

文書管理者：第５航空団基地業務群施設隊長
一元的な管理に責任を有する：同上
文書
分類番号：Ａ－４０－０３４
作成年月日：２０２４．２．２７
取得年月日：
保存期間：３年
保存期間満了日：２０２９．３．３１
本紙含め：８枚
配布先：第５航空団基地業務群会計隊

	開示	部分開示	不開示
作成時	○		

区分：１　２　３　４　５　６

理由：

令和６年度清掃実施予定計画

４月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

便所、洗面所（基準週3回） 6

５月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

便所、洗面所（基準週3回） 9

６月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

便所、洗面所（基準週3回） 12

７月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

便所、洗面所（基準週3回） 13

８月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

便所、洗面所（基準週3回） 8

９月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

便所、洗面所（基準週3回） 11

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

便所、洗面所（基準週3回） 12

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

便所、洗面所（基準週3回） 12

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

便所、洗面所（基準週3回） 9

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

便所、洗面所（基準週3回） 10

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

便所、洗面所（基準週3回） 11

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

便所、洗面所（基準週3回） 9

※青色を清掃日とする。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回数	6	9	12	13	8	11	12	12	9	10	11	9	122

建物番号等	床面積	洗面台数	衛生器具数	
	(㎡)	(箇所)	大便器（基）	小便器（基）
＃２	65.44 ㎡	19 箇所	12 基	8 基
＃１６８	36.25 ㎡	3 箇所	8 基	6 基
＃１９５	8.64 ㎡	1 箇所	1 基	1 基
＃１９６	21.6 ㎡	4 箇所	2 基	2 基
＃２８８	66.82 ㎡	15 箇所	10 基	9 基
＃３４２	17.7 ㎡	3 箇所	2 基	3 基
仮設プレハブ	78.84 ㎡	18 箇所	14 基	6 基
合計	295.29 ㎡	63 箇所	49 基	35 基

部外委託清掃チェックリスト

清掃場所:#○○　○階(東側)　男子便所　　監督官名:

	項目 ＼ 月日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	備考
	床の清掃(弾性床又は硬質床)	弾性床:ビニル床タイル、シート等をいう。 硬質床:陶磁器質タイル、コンクリート等をいう。															
1	除塵:隅は自在ぼうき、広い場所はフロワーダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは建物内、所定の場所に搬出してあるか。																
2	水拭き:床全面をモップで水拭きしているか。																
	床以外の清掃	適正洗剤:清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。															
3	(ごみ箱) 容器の外面で汚れた部分はタオル等で水拭き及び乾拭きをしているか。																
4	(壁、扉及び便所面台のへだり) 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭いているか。																
5	(洗面台・水栓) スポンジ等で適正洗剤を塗布して洗浄し、タオル等で拭いているか。																
6	(鏡) 適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げているか。																
7	(衛生器具) 適正洗剤を用いて洗浄し、タオル等拭いているか。																
8	(汚物容器) 容器の外面で汚れた部分は、タオル等で水拭き及び乾拭きしてあるか。																
	請負者確認																
	監督官確認																

＊ 上記に該当がない項目は、斜線を入れる。

別表第3

基　地　案　内　図

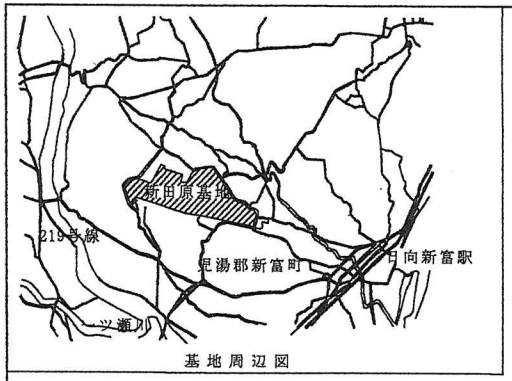

基地周辺図

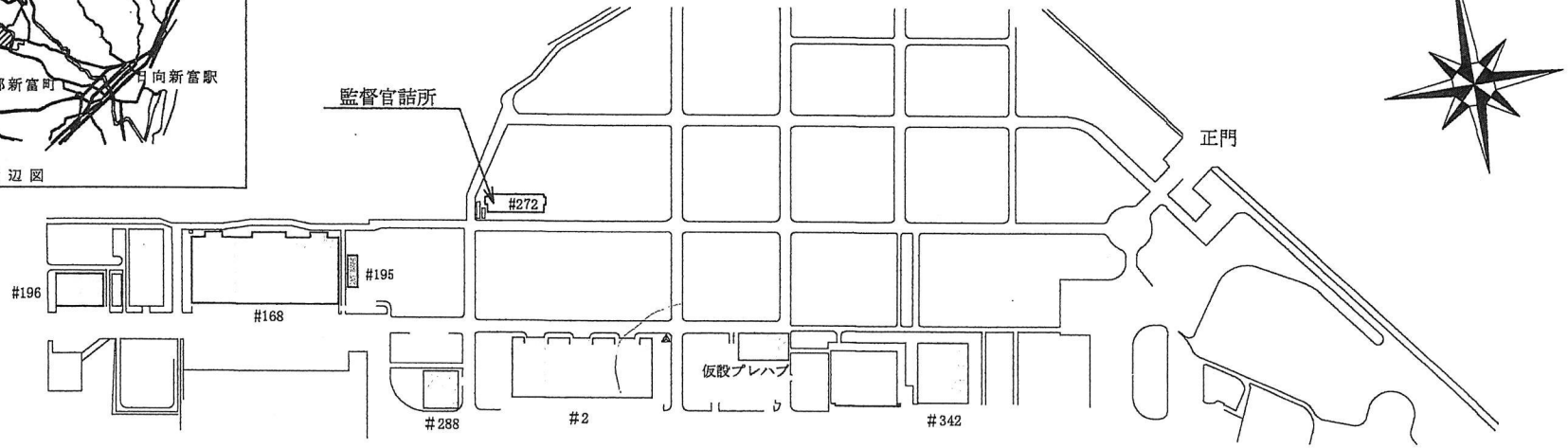

建物番号等	清掃場所	面積	衛生器具等
2	東側１Ｆ　男子便所	65.44㎡	大便器×3・小便器×2・洗面台×5
	東側１Ｆ　女子便所		大便器×2・洗面台×1
	東側２Ｆ　男子便所		大便器×3・小便器×2・洗面台×5
	西側１Ｆ　女子便所		大便器×2・洗面台×4
	西側２Ｆ　男子便所		大便器×2・小便器×4・洗面台×4
168	東側　男子便所	36.25㎡	大便器×3・小便器×3・洗面台×1
	西側　男子便所		大便器×3・小便器×3・洗面台×1
	西側　女子便所		大便器×2・洗面台×1
195	１Ｆ　男子便所	8.64㎡	大便器×1・小便器×1・洗面台×1
196	１Ｆ　男子便所	21.6㎡	大便器×2・小便器×2・洗面台×4
288	１Ｆ　男子便所	66.82㎡	大便器×2・小便器×3・洗面台×2
	１Ｆ　女子便所		大便器×2・洗面台×1
	１Ｆ　洗面所		洗面台×3
	２Ｆ　男子便所		大便器×2・小便器×3・洗面台×2
	２Ｆ　洗面所		洗面台×3
	３Ｆ　男子便所		大便器×2・小便器×3・洗面台×2
	３Ｆ　女子便所		大便器×2・洗面台×2

建物番号等	清掃場所	面積	衛生器具等
342	１Ｆ　男子便所	17.7㎡	大便器×1・小便器×3・洗面台×2
	１Ｆ　女子便所		大便器×1・洗面台×1
仮設プレハブ	１Ｆ　男子便所	78.84㎡	大便器×4・小便器×3・洗面台×6
	１Ｆ　女子便所		大便器×3・洗面台×3
	２Ｆ　男子便所		大便器×4・小便器×3・洗面台×6
	２Ｆ　女子便所		大便器×3・洗面台×3

掃除総面積　295.29㎡	
■	清掃場所

「関係者以外不許複製」

件名	部外委託清掃作業	図面番号	1／4
図面	図示		
縮尺	N／S		
航空自衛隊新田原基地			

別図第１

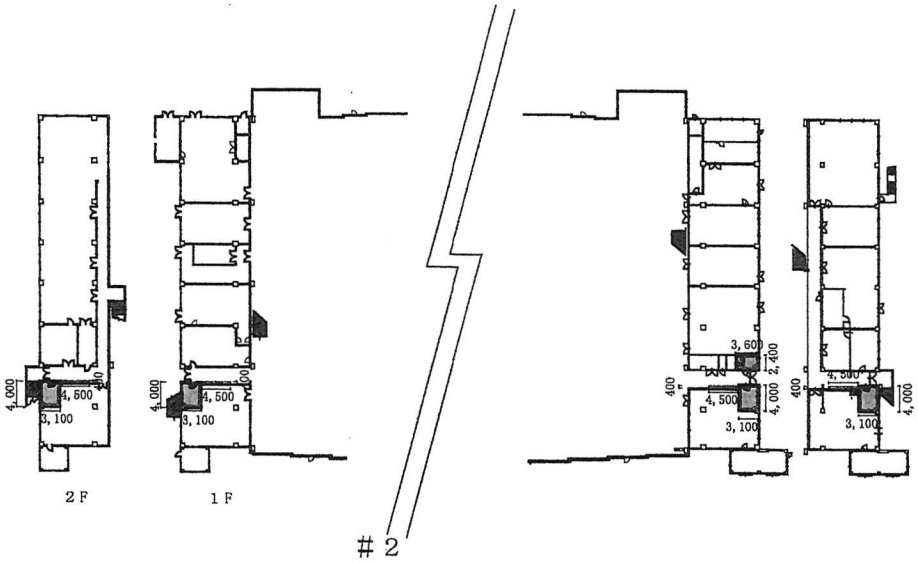

＃２

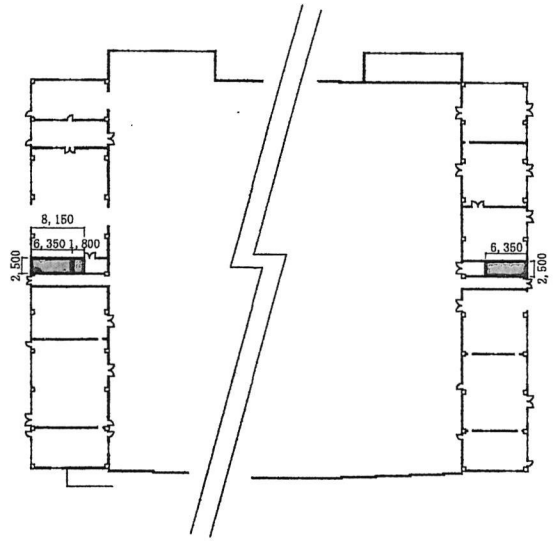

＃１６８

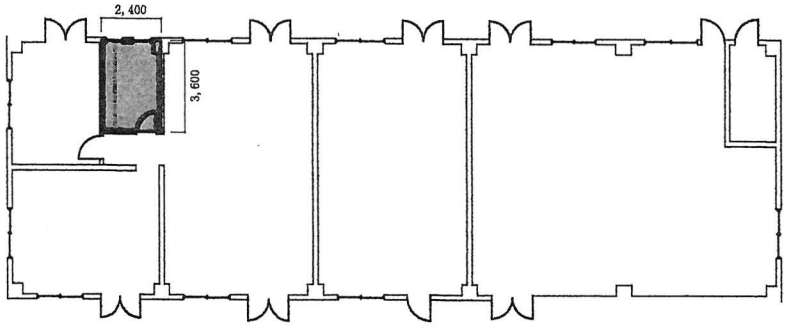

＃１９５

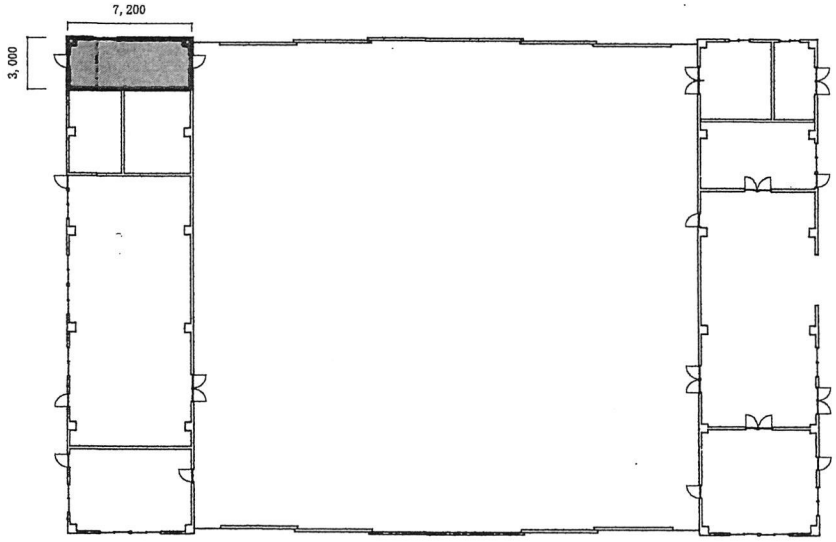

＃１９６

「関係者以外不許複製」

件　名	部外委託清掃作業	図面番号	2／4
図　面	図　示		
縮　尺	N／S		
航空自衛隊新田原基地			

別図第２

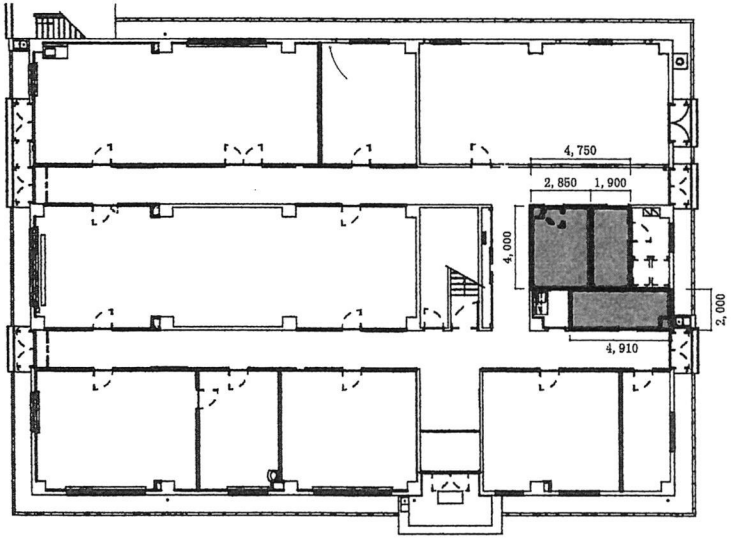

＃２８８　１Ｆ

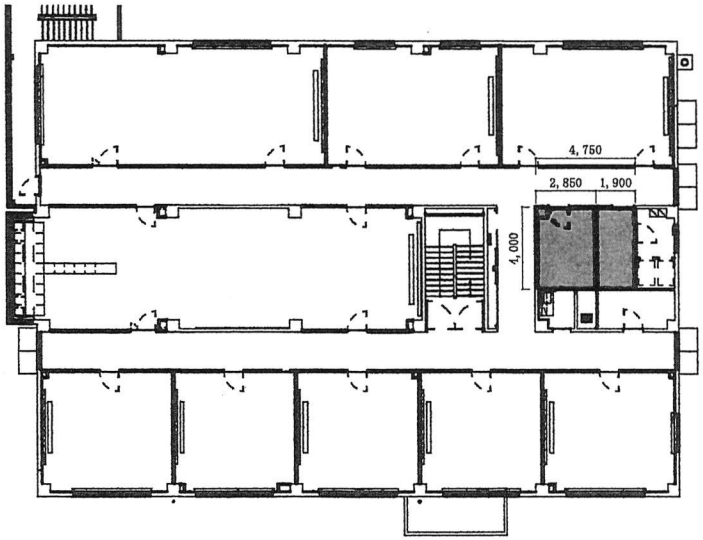

＃２８８　２Ｆ

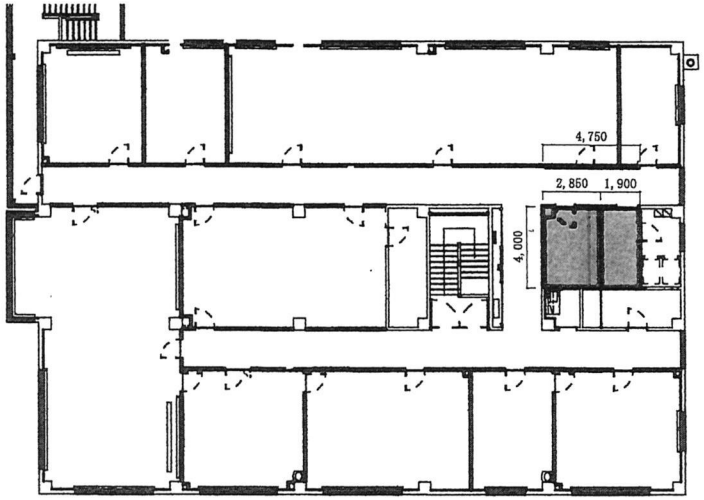

＃２８８　３Ｆ

「関係者以外不許複製」

件　名	部外委託清掃作業	図面番号	3／4
図　面	図　示		
縮　尺	N／S		
航空自衛隊新田原基地			

別図第３

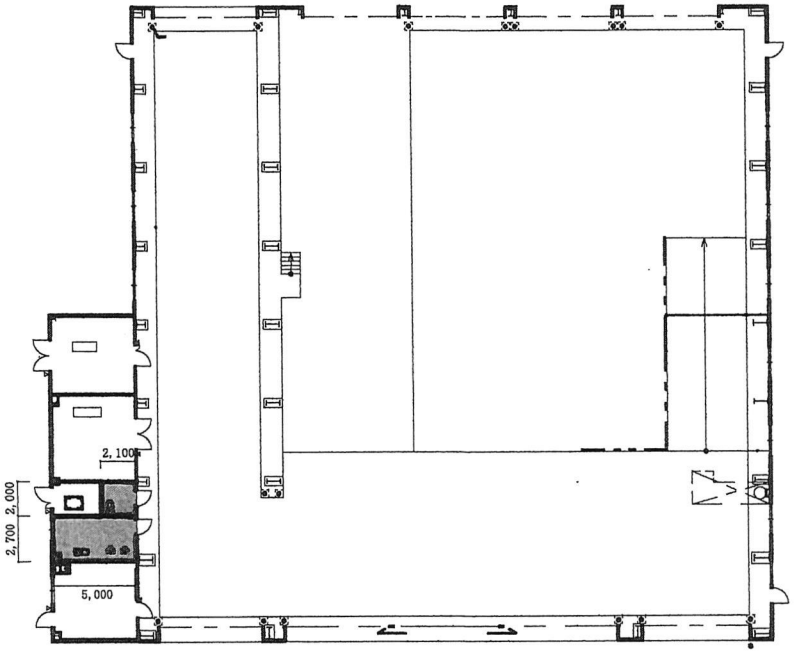

＃３４２

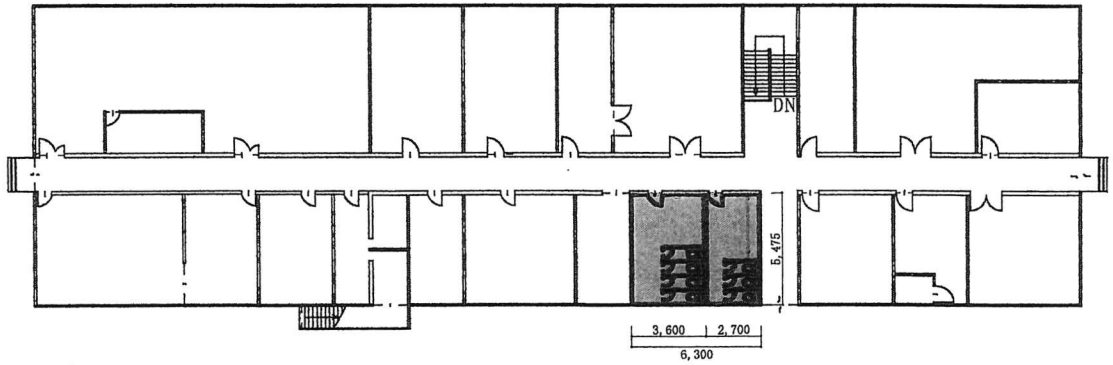

仮設プレハブ　１階

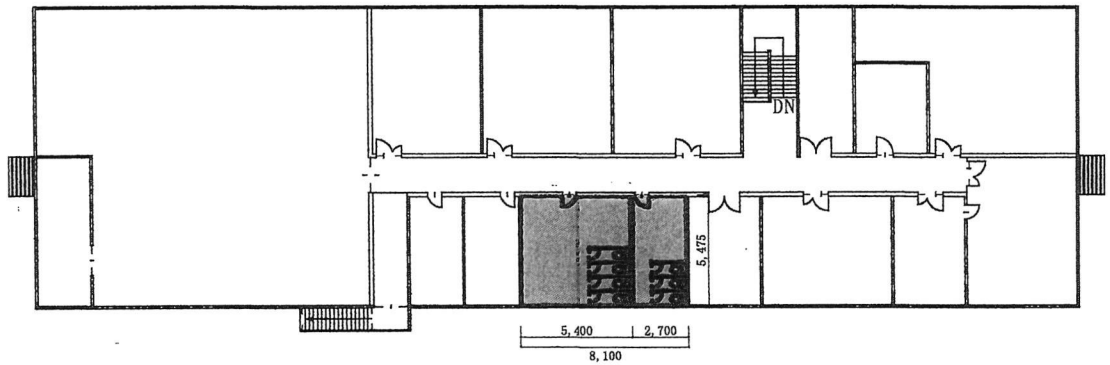

仮設プレハブ　２階

「関係者以外不許複製」

件　名	部外委託清掃作業	図面番号	4／4
図　面	図　示		
縮　尺	N／S		
航空自衛隊新田原基地			

別図第４